

提 案 の 概 要

施設名：名古屋市昭和 문화小劇場

団体名：公益財団法人名古屋市文化振興事業団

※複数の団体により構成されるグループは
各構成団体の名称もあわせて記入する。

(1) 管理運営全般について

①施設の管理運営に対する方針等

<基本方針>

- ・地域文化の発信・創造拠点として、あらゆる人のニーズをくみ取った事業を展開し、「市民が身近に文化に触れる場」としての役割を果たす。
- ・すべての人に開かれた劇場運営により「市民のひろば」として「魅力あるまちづくり」に貢献する。

②管理運営体制

<職員配置・養成>

- ・館長、副館長をはじめとして、お客さまの利用に十分対応できる運営体制を整えるとともに、ライフワークバランスに考慮した労働環境を実現する。
- ・経験とノウハウを継承する内部資格取得制度や、他団体との連携を含めた研修等により、専門的人材を育成する。

<情報の保護・公開>

- ・「事業団情報保護規程」等の独自の諸規程を整備し、ウェブサイトでの「SNS 運用ガイドライン」の公開や、電子情報保護のためのセキュリティの徹底など、個人情報を保護・管理する体制を確立する。
- ・「事業団情報公開規程」を定め、公益財団法人の情報公開に関する基準に則り、ウェブサイトでの法人情報の公開などを実施することで、透明性の高い団体運営に取り組む。

<法令順守 (コンプライアンス) >

- ・「事業団職員倫理規程」を定め、職員の行動基準を明確化することで、公共的使命を自覚させ、市民からの信頼獲得を目指す。
- ・コンプライアンス委員会や内部通報制度を設置し、コンプライアンスを維持する組織的体制を整える。

(2) 実施業務の計画について

① 指定管理業務

<一般の施設利用に供する業務>

- ・ 情報提供業務、問合せ・要望・苦情対応業務、施設貸出し業務、施設利用打合せ業務、利用者満足度調査業務、利用促進業務 等

<施設維持管理・安全管理>

- ・ 施設管理の実績やノウハウを活かし、施設の特性を把握した上で常に安心・安全に利用いただける状態を維持し、予防保全に努める。
- ・ 名古屋市認定エコ事業所として、省エネルギー、リサイクル等の環境保全に取り組む。
- ・ 事故、災害等あらゆる危機を想定して、日常点検や防災訓練等による安全対策を実施し、館長を中心にどの職員でも緊急時に即応できる体制を整える。

<文化活動に関する相談体制>

- ・ 劇場の利用にかかる相談に限らず、施設見学や鑑賞、専門的な相談まで、文化芸術活動に関する様々な相談に対応する。

<文化活動に関する支援>

- ・ 劇場利用者へのイベント支援のほか、来館者の支援としてウェブサイトの機能拡充等にも取り組み、事業団のノウハウを活かしたサポートを実施する。

<市民の参画と協働の場の創出>

文化小劇場に人々が集まり、交流する場となることを目的に以下の取り組みを実施する。

- ・ 区内のアーティストとの協働で子どもたちに舞台芸術を学ぶ機会を提供する。
- ・ 区内で活動する団体の合同発表会を開催し、出演者同士の交流のきっかけをつくる。
- ・ 幅広い世代が楽しめるイベントを開催し、市民の文化芸術への興味や関心を引き出す。

<次世代の育成>

文化を支える次世代の育成を行うことを目的に以下の取り組みを実施する。

- ・ 気軽に参加しやすい文化芸術の体験講座を開催し、他事業への参加へつなげる。
- ・ 区内の学校と連携して劇場体験会を開催し、舞台芸術への関心を高める機会をつくる。
- ・ 生の芸術を鑑賞するとともに鑑賞マナーを学ぶ機会を提供する。
- ・ 地域の子育て世帯が文化芸術にふれる機会を充実させ、劇場に来場するきっかけをつくる。

<新型コロナウイルス感染症への対応>

- ・ サーマルカメラの導入や抗菌・抗ウイルス処理等の施設のハード面の対策を強化する。
- ・ 感染症対策下における柔軟な利用対応や、インターネット回線を用いた公演の運営補助等により、サービスの効率化や質の向上を図る。

<サービス向上策>

- ・ ステージコーディネーター、ホールアテンダントによる利用者へのサポート体制の充実。

- ・クレジットカードに加え、電子マネーにも対応したキャッシュレス決済の導入。
- ・満足度調査等の実施により利用者の声を把握し、サービスの向上と改善につなげる。

<利用促進策>

- ・様々な媒体を活用した広報や積極的な営業により、施設のPRや利用促進に努める。
- ・利用モデルとして主催事業を開催するとともに、劇場に足を運ぶ機会をつくることで、新規顧客開拓を図る。
- ・利用者からの希望があった場合に休館日を開館するなど、多くの方に利用機会を提供する。

<地域文化の発信・創造拠点>

地域文化の発信・創造拠点としての役割を果たすことを目的に以下の取り組みを実施する。

- ・全国的に活躍するアーティストを招聘し、身近な劇場で鑑賞できる機会を提供する。
- ・区内在住の文化芸術関係者ととともに劇場の運営を進め、地域に密着した劇場を創り上げる。

<アウトリーチ事業>

文化芸術への興味・関心をもつていただくことを目的に以下の取り組みを実施する。

- ・区内の幼稚園や公所で文化芸術を体験できる機会を提供する。
- ・地域の方々が集まりやすい場所へ出向きコンサートやパフォーマンスを実施する。

<地域団体等との連携・支援>

地域の文化や歴史的資源等を活かすことや地域団体との連携・支援を目的に以下の取り組みを実施する。

- ・地域団体等と連携して、歴史や伝統文化をテーマにした講演会や展覧会を開催する。
- ・防災意識の啓発など、文化芸術を様々な分野の課題解決に活用する。

<社会的課題の解決>

文化芸術を活用し、まちづくりの核となる新たなコミュニティの形成を図ることや文化にふれる機会が少ない市民の鑑賞機会を充実させることを目的に以下の取り組みを実施する。

- ・文化小劇場を活動拠点とする実演団体の運営を通じて、文化芸術を活用した新たなコミュニティ形成を進め、昭和区の活性化、魅力向上に貢献する。
- ・地域団体等と連携し、ニーズやノウハウを取り入れた企画を実施することで、すべての人が文化芸術に触れることのできるまちを目指す。

②自主事業（実施している場合）

<施設利用者利便性向上のための方策>

- ・障がいのある方、高齢者、幼児、外国人とのコミュニケーションツールとして、「コミュニケーション支援ボード」を導入。
- ・利用者の公演チケットを事業団管理施設で販売。

(3) 収支計画について

①管理運営にかかる費用等

<各年度の提案総額>

令和5年度	65,029千円
令和6年度	65,132千円
令和7年度	64,882千円
令和8年度	65,132千円
令和9年度	64,882千円
合計	325,057千円

<期間を通じた収支計画>

【収入】

(単位：千円)

費目	内容	金額
指定管理料	名古屋市からの指定管理料	325,057
利用料金収入	ホール、練習室、附属設備等	114,910
事業収入等	主催事業収入、自動販売機収入等	31,550
収入計		471,517

【支出】

(単位：千円)

費目	内容	金額
人件費	職員人件費	185,790
光熱水費	電気、ガス、水道料金	45,905
事務費	消耗品費、印刷費、通信費等	19,965
管理費	修繕費、委託料等	128,075
その他経費	主催事業費、保険料、租税公課費等	91,782
支出計		471,517

※額には消費税及び地方消費税を含む。

<利用料金の設定>

1. 施設の利用料金

- ・基準額以外の利用料金設定あり（基準額以上の利用料金設定はなし）
- ・入場料無料の公演について、平日夜間料金を基準額より引き下げ
- ・ホールについて、芸術創造センターや各文化小劇場など当事業団が管理する施設での公演を控えた利用者に対する、練習利用申込みにかかる割引制度「練習割（リハワリ）」

2. 附属設備の利用料金

- ・基準額以外の利用料金設定なし

3. 利用料金の納期

- ・ホール 利用日の2か月前まで
- ・練習室 本申込みと同時
- ・附属設備 利用日（連続利用の場合は最終日でも可）